

安浦小学校生徒指導規程

【学校教育目標】

ふるさとを愛し、よりよい未来の創り手となる児童の育成
～ 学ぶ つながる 役に立つ ～



呉市立安浦小学校

第1章 総則

(目的)

第1条

この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。児童が、自主的・自律的に充実した学校生活を送るといふ観点から必要な事項を定めるものとする。

第2章 学校生活に関すること

(登下校等)

第2条

登下校については、次のことを指導する。

(1) 登下校

① 通学路を通り、交通ルールを守って登下校する。

② 午前8時00分までに登校する。
(午前7時30分より前に登校しない。登校後は、校外に出ない。)

③ 路線バスを利用する児童は、バス停や車内で安全に留意し、他者に迷惑がかからないよう行動する。

④ 午後4時30までに用事や遊びをやめて下校する。

(2) 欠席・遅刻・早退

① 欠席・遅刻の場合、午前7時30分から8時までに保護者が学校に連絡する。連絡がない場合は、学校から必ず連絡を取る。

② 早退の場合、下校時間・下校方法について保護者が学校に連絡する。



(校内での生活)

第3条

校内生活については、次のことを指導する。

(1) 時間(チャイムの合図)を守る。

(2) 「学びのすすめ」に示された態度で学習する。

(3) 学校のきまりを守る。

(服装・髪型等)

第4条

小学生らしい学校生活にふさわしい服装・髪型とする。髪が肩より長い児童は、ゴムで1つか2つに束ねるようにする。

(1) 名札をつける。(左胸)

(2) 運動しやすい靴をはく。(厚底、ハイカット、スパイクは適さない。)

(3) 体育館では、体育館シューズを使用する。

(4) 次のことを禁止する。

① 頭髪の染色・脱色

② 特異な髪型(パーマ、モヒカン、そりこみ、極端なツブロックやアシンメトリー等)

③ 華美な髪飾り

④ 口紅、マニキュア等の装飾

⑤ ネックレス・ピアス等の装身具

⑥ 斜めがけポシェット

(持ち物)

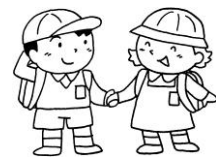
第5条

不要物の持ち込みを禁止する。

(1) 学習活動に不要な物の持ち込みを禁止する。

(2) 携帯電話の持ち込みを禁止する。(事情がある場合は学校に申請をし、許可を取る)

(3) 不要物を持ち込んだ場合は、職員室等で担任が一旦預かり、保護者にその旨を説明した後で保護者に返却する。



第3章 校外での生活に関すること

第6条

校外での生活については、次のことを指導する。

(1) 交通安全に関すること

① 交通ルールを守る。

② 自転車に乗る時は安全に気をつけ、原則ヘルメットを着用する。

③ 踏切を安全に通行する。

(2) 行動に関すること

- ① 危険な遊び（エアガン、火遊び等）をしない。
- ② 危険な場所（海、川、線路等）へ行かない。
- ③ 児童だけで校区外へ行かない。
- ④ 必要もなくスーパー、コンビニ等へ行かない。
- ⑤ 携帯電話やインターネットは、保護者の責任の下に使用する。（LINE、ネットゲーム等）
- ⑥ タブレットは、タブレットのきまりに基づいて使用する。

第4章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

第7条

次の問題行動を起こした児童に対しては、保護者と児童に来校を求めるとともに、教育上必要と認められる場合は、保護者との連携協議の上、特別な指導を実施する。なお、問題行動ではないが、気になる行動が認められる場合は、家庭訪問等を実施し、児童の様子や実態の把握に努める。

(1) 法令・法規等に違反する行為

- ① 飲酒・喫煙
- ② 暴力・威圧・強要行為
- ③ 建造物・器物損壊
- ④ 窃盗・万引き
- ⑤ 性に関するもの
- ⑥ 薬物等乱用
- ⑦ 交通違反
- ⑧ 刃物等所持
- ⑨ いじめ
- ⑩ その他法令・法規に違反する行為

(2) 学校のきまり等に違反する行為

- ① 服装・髪型・持ち物等の違反
- ② 危険な遊び・行為
- ③ 暴言・暴力行為
- ④ 器物損壊・落書き
- ⑤ 授業妨害
- ⑥ 指導に従わない状況等
- ⑦ その他学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(特別な指導)

第8条

特別な指導は、次のとおりとする。なお、学校と保護者との連携のもとで実施する。

(1) 説諭

(2) 学校反省指導

- ① 別室による反省指導
- ② 奉仕活動等

指導は、担任及び生徒指導主事、管理職で実施する。

第9条

特別な指導は、児童の状況や発達段階に応じたものとする。

第10条

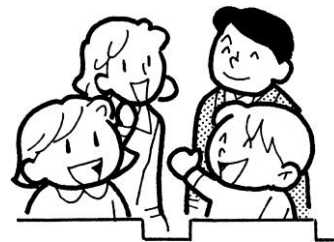
反省指導の期間は、概ね1～5日を目安にするが、問題行動の程度や繰り返し等により、指導期間を変更する場合があります。

第11条

器物損壊、紛失の場合、保護者が応分の費用を負担する。

第12条

学校だけで問題の解決を図ることが困難な場合や法に触れる行為等には、関係機関（警察、消防、教育委員会、児童相談所等）と連携して取り組む。



平成28年4月1日	施行
平成29年4月3日	改定
平成30年4月2日	改定
平成31年4月1日	改定
令和2年4月1日	改定
令和3年4月1日	改定
令和4年4月1日	改定
令和5年4月1日	改定